

栄養ケア・ステーションの運営方法の変更について（案）

1 現行【～2025.11.30】

○対応日・時間 : 平日9:00～17:00

○対応方法と流れ

- ・電話・メールによる依頼をすべて事務局が受けて、一連の処理を行っている。

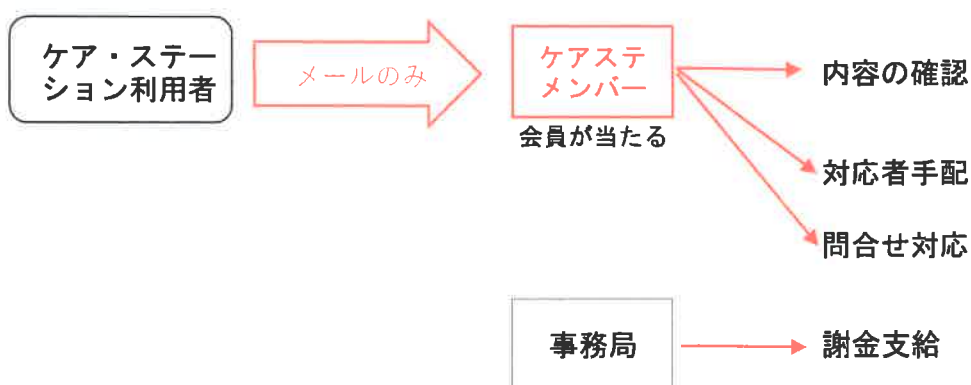


2 変更後【2025.12.1～】

○対応日・時間 : 水・木（祝日除く） 9:30～13:00

○対応方法と流れ

- ・会員から募集した受付対応者を事務所におき、メールによる依頼を受けて、一連の処理を行う。
- ・事務局は、ケアステに従事した会員への謝金・旅費の日払い処理を行う。



(案)

文書番号

令和7年11月1日

愛知県保健医療局医務部健康増進課長 殿
名古屋市健康福祉局健康部健康増進課長 殿

公益社団法人 愛知県栄養士会
会 長 山 村 浩 二

愛知県栄養ケア・ステーション相談窓口の対応日時及び方法の変更について

日ごろは、本会事業にご理解とご協力を賜りまして、ありがとうございます。

また、本会の栄養ケア・ステーション事業につきましても、ご活用をいただいておりますこと厚く御礼申し上げます。

さて、この度、栄養ケア・ステーションでのより質の高い栄養支援を継続するため、令和7年12月1日（月）から、相談窓口の対応体制を下記のとおり変更させていただくことになりました。

つきましては、ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

貴所管各保健所・保健センターへの周知につきましても、ご配慮くださいますようお願いいたします。

記

1 対応体制の変更内容

	現 行 (令和7年11月30日まで)	変更後 (令和7年12月1日から)
対応日・時間	月曜日～金曜日（祝日除く） 9:00～17:00	<u>水曜日・金曜日</u> （祝日除く） 9:30～13:00
対応方法	電話、メール	<u>メール対応のみ</u>

2 変更の理由

相談窓口における対応業務の集約と質の確保及び相談記録の正確性を高めるためのデジタル対応（メール）への一本化を進めるためのものです。

3 その他

相談・依頼は、メールにて受け付けます。

受付時間外のメールにつきましても、対応時間内に順次対応させていただきます。

4 本件に関するお問い合わせ先

公益社団法人 愛知県栄養士会事務局内 栄養ケア・ステーション

電 話：052-332-1113

メールアドレス： mail@aichiken-eiyoushikai.or.jp

2 栄養ケア・ステーションの運営方法について

(近藤)

会員による運営、とのことですが、栄養ケア・ステーションの受付・対応を業務委託するという考えで合っていますか？また、その業務をする会員は、現在の会員全体から、募集を募るということで合っておりますか？

会員による運営でも、給料が支払えるのであれば、良いと思います。栄養士会の事務所へ出入りできる人も増えることはプラスになるかと思います。

お恥ずかしながら、理事になるまで栄養士会事務所に行く機会がありませんでした。1人でも多くの会員の方が、運営にも携われるのであれば、良いことであると感じます。

(木原)

- ・新規クリニックとの契約においてメールのみでの対応は難しいのでは？
- ・週2の勤務で依頼事項を迅速に対応できるでしょうか？
- ・メールのやり取りで対応できるのであれば、事務所へ出向かなくても良い？

(実際に稼働してみないと何とも言えませんが・・・)

(河合・佐宗)

不勉強で課題等を把握しきれていない為、回答を差し控えます。申し訳ありません。

(天野)

「栄養ケア・ステーションに関する依頼などの問合せは事務局で対応しているが、この一切の対応業務を会員で対応する」について、栄養士会の理事など役員が栄養ケアステーションを運営する会員を募ったり、実際に運営に携わることが増えると負担がさらに増えることが心配です。

(薦木)

どのような業務が多いのかわかりかねますが、栄養ケア・ステーションに登録している会員で対応していくことになるのでしょうか。想像力が乏しく、どのような対応が望ましいのか、意見を述べる事ができません。申し訳ありません

(深谷)

事務局に負担があるので新しいやり方を模索していると思います。電話問合せ対応の廃止、メールだけはやや無理がありそう非常勤的に対応できる会員の確保・教育が最大の問題。そんな都合の良い方がいるのか？？11月からの運営開始はさすがに難しいのでは？？

(畠山)

課題に挙げられている通り、非常勤的に対応できる会員の確保・教育ができるのであれば、賛成です。

(眞野)

栄養ケア・ステーションの具体的な運営状況や課題について十分な情報を持ち合わせておらず、意見を述べる事が難しい状況です。

(渡辺)

これもやむを得ない状況になっているので、協力いただける人材に宛てがあればお願いしてもよいと思います。曜日限定も今の依頼件数で対応できるならよい。ただ、私の思い違いであれば、申し訳ありませんが、人の手配までとなると依頼業務に適切かどうかの判断をされることもあるのでしょうか。担当できる地域、持っている経験値、日常の勤務状況など個人情報に触れることを意識しながら調整されるとなると信頼度の高い方であれば大丈夫でしょうか。結局3役の方や部長さんにご負担がいかないといいのですがと気になっております。総会で示していない内容の運営状況は、何かの形で会員の皆様にお伝えするこ

とが必要となりませんか？運用の範疇ですか？よくわかっていなくて、意見ではないです。それから、微力ながらお手伝いできるようなことがあれば、声をかけてください。

(望月)

業務量・取り掛かることができる時間数などに問題がないようでしたら、特に意見はございません。

(加藤)

会員による運営にする方向性には賛成です。実際に会員が窓口対応に関わることで、事業内容の理解や関心が深まり、活動の輪が広がることが期待できると思います。しかし、非常勤対応者の確保と引き継ぎ体制は課題と考えます。初回対応者へのサポート体制やマニュアル整備など、安心して対応できる仕組みづくりが必要だと思います。また、運用日の限定は効率的ですが、対応できる日以外の問合せ対応（特に緊急性のあるもの）への連携方法を明確にしておくとう安心です。メール対応中心とする方向は現実的であり、事務局・会員双方の負担軽減につながると思います。

(田中)

運営については、これまで事務局が対応していたことを存じ上げませんでしたので、会員の方へ対応を移すことに異論ありませんが、急な移管により負担がかかることがないように配慮は必要だと思います。運用日限定については、対応を限定しても同等のサービスが維持できるのであれば特に異論ありません。

(澤口)

実際にどんな人がどんな所に参加したか、参加した人の感想なども聞きたい。それを参考に積極的に応募できるようにしたいと思う。

(吉田)

依頼いただいた仕事の配分について、公平性を保とうとするあまり、依頼を断ってしまう事はチャンス逃がす事となりかねない。しかしながら、仕事ををお願いする事業所や人物が偏っても（公益法人なので）苦情が出そうである。このバランスをとっていただく事が肝要な事と考える。

(平岩)

非常勤＝専任者？ボランティア？ メール＝専用のメールアドレス？

という点が気になったところです。